

平成 28 年度

労働保険年度更新のしおり

1. 第2種特別加入者（指定農業機械作業従事者等）の年度更新事務処理について

(ア)平成 27 年度の確定申告

継続加入者 及び 平成 27 年度中に「新規加入又は中途脱退」した者について確定精算の申告を行います。

(イ)平成 28 年度の概算申告

平成 28 年度について「継続加入者」「新規加入者」により概算保険料を算定し申告を行います。

なお、「新規加入希望者」「脱退希望者」は、必ず事前(希望日の 30 日前より提出可能)に「**特別加入に関する変更届**(様式第 34 号の 8)」を所轄監督署を経由して労働局長へ提出する必要があります。

…4月 1 付け加入希望者は 3 月 31 日までに！ 3 月 31 日で脱退希望者は 3 月 30 日までに！ 必着です。

(ウ)保険料

特別加入保険料については、原則として1保険年度単位ごとの定額制とされていますが、保険年度の途中で新たに特別加入が認められた場合 及び 保険年度の中途での特別加入の脱退が認められた場合については、「別紙様式第 1 号 **特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳**」により月割り計算します。

2. 年度更新申告書など関係提出書類について

(ア)年度更新申告書 ※ 納付書は金融機関へ(口座振替は除く)

(イ)組様式第 6 号(乙)保険料申告書内訳

(ウ)別紙様式第 1 号 **特例計算対象者内訳** ※年度「途中加入者」及び「中途脱退者」がいる場合に提出

(エ)特別加入者名簿(申告内訳)の作成(任意作成様式にて提出可※必須項目について例示様式あり。)

(オ)その他

①給付基礎日額変更申請書

平成 28 年度より給付基礎日額の変更を希望する場合には、必ず平成 27 年度中(**28.3.31 必着**)に「**特様式第 2 号 給付基礎日額変更申請書**」の提出が必要です。その場合、提出可能な期間は 30 日前の平成 28 年 3 月 2 日からとなりますのでご注意ください。(変更は毎年 4 月 1 日付けのみとなります。年度途中の変更日を希望することはできません。)

以上について、下記及び次ページ見開きの記入例などを参照し、作成の上、必ず期限内に(ア)～(エ)を同時に提出して下さい。

<平成 27 年度確定保険料の申告>

記入例では、「特別加入者名簿(申告内訳)」の整理番号 1～5 の 5 名の方が、平成 27 年度中に在籍していた全ての特別加入者になります。

各加入者の保険料算定基礎額は「特別加入保険料算定基礎額 早見表」で確認します。

年間加入者(4 月～3 月)は、整理番号 1、2、4 番の方で年額での算定となります。…「早見表」参照。

平成 27 年度 途中加入者は整理番号 5 の方、また、平成 27 年度 中途脱退者は整理番号 3 の方となり、どちらも加入月数に応じた月割り計算の対象者となります。…早見表参照。

なお、月割計算の対象者は、必ず「別紙様式第 1 号 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を作成します。

次に各加入者の保険料算定基礎額を合計し、千円未満を切り捨てた金額を「組様式第 6 号(乙)保険料申告書内訳」に記入し保険料率を乗じて確定保険料を算出します。

<平成 28 年度概算保険料の申告>

記入例では「特別加入者名簿」の整理番号 1、2、4、5 の 4 名が 28 年度も継続加入の希望者で、保険料算定基礎額は年額算定(4 月～3 月の 12 ヶ月)となります。その保険料算定基礎額を集計したものを「組様式第 6 号(乙)保険料申告書内訳」の⑤保険料算定基礎額総計に記入し保険料率を乗じて概算保険料を算出します。

以上により、確定・概算保険料額算出し年度更新申告書に転記します。

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲) (1) (表面)
労働保険 概算・追加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む。)

提出用

平成28年 6月 30日

あて先 〒310-8511 水戸市宮町1丁目8-31

茨城労働局 労働保険特別会計歳入徴収官 殿

労働保険番号 08101041112

事業種別 771 特08

労働保険番号 08101 41112

平成27年度確定 平成28年度概算 保険料申告書内訳 (第2種特別加入保険料)

1枚のうち 1枚目

労働保険番号 08101 41112

① 労働保険番号の枝番号	② 事業(団体)の名称	③ 業種番号	④ 特別加入者数	平成27年度確定保険料		平成28年度概算保険料			
				⑤ 保険料算定基礎額総計 (千円)	⑥ 平成27年度第2種特別加入保険料 (1,000分の) (千円)	⑦ 第2種特別加入保険料 (⑤×⑥) (千円)	⑧ 保険料算定基礎額総計 (千円)	⑨ 平成28年度第2種特別加入保険料 (1,000分の) (千円)	⑩ 第2種特別加入保険料 (⑧×⑨) (千円)
	〇〇特別加入組合	特08	5人	7,269	3.0	21,807	8,760	3.0	26,280
合 計				7,269		21,807	8,760		26,280

別紙様式第1号 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

平成27年度分 1枚のうち 1枚目

整理番号	特別加入者氏名	給付基礎額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	1月分の保険料算定基礎額	
						円	円
3	〇〇 太郎	5,000	27年4月1日 ~ 27年6月30日	② 脱退、自動消滅等	3	152,084	456,252
5	〇〇 治	8,000	27年12月10日 ~ 28年3月31日	① 加入	4	243,334	973,336
計	2人						1,429,588

上記のとおり報告します。

平成28年 6月 30日

茨城労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

(郵便番号 310 - 0061) 電話(029)-(224) ××××番

住所 水戸市 宮町1-8-31

事業主 〇〇特別加入組合 代表 〇〇 〇〇 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

「一般拠出金」は、特別加入者については、申告・納付の対象外です。

作成例

平成27年度確定：保険料算定基礎額<「早見表」参照>

A 一年間加入者(継続加入者)
整理番号1. 〇山さん 5,000円⇒1,825,000円
整理番号2. □川さん 6,000円⇒2,190,000円
整理番号4. △△さん 5,000円⇒1,825,000円
A計 5,840,000円

B 27年度中の「中途脱退者」及び「途中加入者」
<早見表で月割額を確認>
整理番号3. 〇〇さん 5,000円
(中途脱退により加入期間3ヶ月) ⇒ 456,252円
整理番号5. □△さん 8,000円
(途中加入により加入期間4ヶ月) ⇒ 973,336円
B計 1,429,588円

● 算定基礎額の合計 A+B = 7,269,588円

平成28年度概算：保険料算定基礎額<「早見表」参照>

整理番号1. 〇山さん 5,000円⇒1,825,000円
整理番号2. □川さん 6,000円⇒2,190,000円
整理番号4. △△さん 5,000円⇒1,825,000円
整理番号5. □△さん 8,000円⇒2,920,000円
● 算定基礎額合計 8,760,000円

「特別加入者名簿(申告内訳)」の作成例
※各団体にて名簿作成をお願いします。その際には下記内容を漏れなくご記入下さい。

特別加入者名簿(申告内訳)

労働保険番号		名称 〇〇特別加入組合			
08101041112					
整理番号	氏名	平成27年度給付基礎日額	区分	平成28年度給付基礎日額	備考
1	フリガナ 〇山 □男 生年月日	5,000	① 変新	5,000	
2	フリガナ □川 ○彦 生年月日	6,000	① 変新	6,000	
3	フリガナ 〇〇 △郎 生年月日	5,000	② 退新		27.6.30 脱退
4	フリガナ △△ ○樹 生年月日	5,000	① 変新	5,000	
5	フリガナ □△ ○治 生年月日	8,000	① 変新	8,000	27.12.10 加入

フリガナ・生年月日は必ず記入して下さい。

特別加入保険料算定基礎額 早見表

※特例計算対象者の月割り計算方法…「①特例の1/12の額」は円未満切上です。

給付基礎 日額	保険料算 定基礎額	①特例の 1/12の額	加入期間別の保険料算定基礎額(①×月数)									
			2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

第二種(一人親方(特定作業従事者)「一人親方その他の自営業者」)特別加入者の労災保険料率

種類の番号	事業又は作業の種類	労災保険率	
		28年度(変更なし)	27年度
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000分の13	1000分の13
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	1000分の19	1000分の19
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	1000分の46	1000分の46
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	1000分の52	1000分の52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000分の7	1000分の7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	1000分の14	1000分の14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業 (船員法第1条に規定する船員が行う事業)	1000分の49	1000分の49
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業(指定農業機械作業従事者)	1000分の3	1000分の3
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000分の3	1000分の3
特 10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業 (金属等の加工、洋食器加工作業)	1000分の16	1000分の16
特 11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000分の7	1000分の7
特 12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000分の17	1000分の17
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	1000分の4	1000分の4
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000分の18	1000分の18
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業 (事業主団体等委託訓練従事者)	1000分の3	1000分の3
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	1000分の9	1000分の9
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	1000分の4	1000分の4
特 18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	1000分の6	1000分の6